

公示第379号
令和7年4月1日

関西テレビ放送健康保険組合
理事長 岡 宏 幸



規程類の改訂について

下記のとおり規程を改訂しましたので公示します。

記

「健康診査等補助金支給規程」「契約保養所利用規程」「一部負担還元金支給手続規程」「高額療養費及び家族高額療養費支給手続規程」「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」の一部変更について及び「契約保養所利用特別補助金交付規程」の廃止について、3月27日に行われた第91回臨時理事会で承認されましたのでお知らせ致します。

なお「契約保養所利用特別補助金交付規程」については、既に令和3年より補助金の交付を行っておりませんが、当時の理事会で正式な議決がなされていなかったため、改めて本理事会に議案上程され議決されました。

以 上

健康診査等補助金支給規程変更届

健康診査等補助金支給規程の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、関西テレビ放送健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者が<u>直接契約医療機関および一般医療機関等において</u>健康診査等を受けたとき、その費用の一部を補助することにより定期的な健康診断等の受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、関西テレビ放送健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者が<u>一般医療機関および直接契約医療機関等において</u>健康診査等を受けたとき、その費用の一部を補助することにより定期的な健康診断等の受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。</p>
<p>(健診等の範囲)</p> <p>第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>1. 被保険者 定期健康診査(人間ドックによる生活習慣病健診 婦人科健診)、日帰り人間ドック、インフルエンザ予防接種</p> <p>2. 被扶養者 <u>被扶養者健診、家族健診</u>、インフルエンザ予防接種</p>	<p>(健診等の範囲)</p> <p>第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>1. 被保険者 ①定期健康診査(人間ドックによる生活習慣病健診・婦人科健診) ②<u>女性健診(人間ドックによる婦人科健診)</u> ③日帰り人間ドック④インフルエンザ予防接種</p> <p>2. 被扶養者 ①<u>被扶養配偶者健診</u>(人間ドック、婦人科健診含む) ②<u>日帰り人間ドック</u> ③インフルエンザ予防接種</p>
<p>(補助金支給要件)</p> <p>第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。<u>*年齢は4月1日現在</u></p> <p><u>健診等の範囲□支給要件(受診対象者)</u></p> <p><u>1. 定期健康診査(人間ドック、婦人科健診含む)</u> <u>35歳以上被保険者(除く任意継続)</u></p> <p><u>2. 日帰り人間ドック(婦人科健診含む)</u> <u>35歳以上の被保険者並びに任意継続被保険者(定期健康診査未受診の者)</u></p> <p><u>3. 被扶養者健診(人間ドック、婦人科健診含む)</u> <u>30歳以上被扶養者の希望者</u></p> <p><u>4. 家族健診(健康診査)</u> <u>被扶養者の希望者(除く学生)</u></p> <p><u>5. インフルエンザ予防接種□</u> <u>被保険者・被扶養者</u> <u>(詳細は健保組合報により公布)</u></p>	<p>(補助金支給要件)</p> <p>第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。</p> <p><u>健診等の範囲 要件</u></p> <p><u>1. 定期健康診査(日帰りドック、婦人科健診含む)</u> <u>35歳以上被保険者(除く任意継続)</u></p> <p><u>2. 女性健診(人間ドックによる婦人科健診)</u> <u>35歳以上被保険者の希望者</u></p> <p><u>3. 日帰り人間ドック</u> <u>35歳以上被保険者及び被扶養者</u></p> <p><u>4. 被扶養配偶者健診(婦人科健診含む)</u> <u>35歳以上女性被保険者及び30歳以上被扶養者の希望者</u></p> <p><u>5. インフルエンザ予防接種□</u> <u>被保険者・被扶養者。(詳細は健保組合報により公布)</u></p>

<p>(補助金の支給限度額及び回数)</p> <p>第4条 補助金の額は、受診者1人当たり、それぞれ次に掲げる金額および支給回数を限度として、その実費相当額を支給するものとする。</p> <p><u>健診等の範囲補助金の支給額回数</u></p> <p>1. <u>定期健康診査(人間ドック、婦人科健診含む)</u> (利用料金は事業主と健保の折半) 本人負担なし年1回</p> <p>2. <u>日帰り人間ドック(婦人科健診含む)</u> 本人負担なし年1回</p> <p>3. <u>被扶養者健診(人間ドック、婦人科健診含む)□</u> 利用料金から本人負担分(3,000円)を引いた額 年1回</p> <p>4. <u>家族健診(健康診査)□</u> 利用料金から本人負担分(3,000円)を引いた額 年1回</p> <p>5. <u>インフルエンザ予防接種</u> 一人4,000円を限度に実費補助</p>	<p>(補助金の支給限度額及び回数)</p> <p>第4条 補助金の額は、受診者1人当たり、それぞれ次に掲げる金額および支給回数を限度として、その実費相当額を支給するものとする。</p> <p><u>健診等の範囲補助金の支給額 回数</u></p> <p>1. <u>定期健康診査(日帰りドック、婦人科健診含む)</u> 利用料金を事業主と折半して支給。 (本人負担なし)年1回</p> <p>2. <u>女性健診(人間ドック、婦人科健診)</u> 利用料金から本人負担分(3,000円)を引いた額年1回</p> <p>3. <u>日帰り人間ドック</u> 利用料金から本人負担分を引いた額 (本人負担)被保険者 4,000円 ※任意継続被保険者は負担なし 被扶養者 6,500円年1回</p> <p>4. <u>被扶養配偶者健診(人間ドック、婦人科健診含む)</u> 利用料金から本人負担分(3,000円)を引いた額年1回</p> <p>5. <u>インフルエンザ予防接種□</u>一人4,000円を限度に実費補助□</p>
<p>(支給申請手続き)</p> <p>第5条 補助金の支給申請手続きについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 定期健康診査については事業主との共同実施のため申請は不要。</p> <p>2. <u>日帰り人間ドック及び家族健診を受診する場合は健保組合への事前申請が必要。</u></p> <p>3. <u>家族健診の申請は、被扶養者本人または被保険者が行う。</u></p> <p>4. <u>被扶養者健診の受診者は、本人負担分を健診当日に医療機関に支払う。</u></p> <p>5. <u>インフルエンザ予防接種の補助を申請する際には、被保険者が被扶養者分もあわせて申請書を次の書類を添付のうえ提出する。</u> 添付書類：支払領収書(金額、接種内容、接種者、日付が明記されたもの)</p>	<p>(支給申請手続き)</p> <p>第5条 補助金の支給申請手続きについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 定期健康診査については事業主との共同実施のため申請は不要。(本人負担なし)</p> <p>2. <u>女性健診、被扶養配偶者健診、日帰り人間ドックについては、申込時に本人負担分を健保組合に支払い、健診費用は健保組合が医療機関に支払う。</u></p> <p>3. <u>インフルエンザ予防接種については、被保険者が被扶養者分もあわせて申請書を次の書類を添付のうえ提出する。</u> 添付書類：支払領収書(金額、接種内容、接種者、日付が明記されたもの)</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、令和1年8月1日から施行する。</p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から一部改定する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、令和1年8月1日から施行する。</p>

契約保養所利用規程変更届

契約保養所利用規程の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この組合は、当組合の被保険者及びその被扶養者の健康保持増進のため、施設との契約により保養所を設置し、この規程の定めるところにより利用に共する。</p> <p><u>2. この規程に定める契約保養所（以下保養所という）とは、組合が第1項の目的を達するため特別契約をして指定した保養所等（エクシブ（リゾートトラスト）、東急ホテルズ、旅行社補助）とする。ただし旅行社補助の利用については旅行の出発日が令和7年12月31日までとし、その後は廃止する。</u></p> <p><u>3. 保養所を利用する際は、当組合の被保険者またはその被扶養者が同行することを原則とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この組合は、当組合組合員及びその被扶養者の健康保持増進及び保養のため、旅館との契約により保養所を設置し、この規程の定めるところにより利用に共する。</p> <p><u>2. 利用者の範囲は当組合組合員及びその被扶養者とする。</u></p> <p><u>3. この規程に定める契約保養所（以下保養所という）とは、組合が第1項の目的を達するため、特別契約をして指定した保養所をいう。</u></p>
<p>(利用申込)</p> <p><u>第2条 保養所を利用する際は、利用希望日までに、所定の申込書に必要事項を記入の上組合に提出し承認を受けなければならない。</u></p>	<p>(利用申込)</p> <p><u>第2条 保養所を利用しようとする者は、少なくとも利用希望日の10日前までに、所定の申込書に必要事項を記入して、所属事業主を経て組合に提出し承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2. 契約保養所の利用の可否については、利用者が直接契約保養所に問合せるものとする。</u></p> <p><u>3. 組合は保養所の利用を承認したときは利用券を交付する。</u></p> <p><u>4. 利用者は利用の際利用券を保養所に提出するものとする。</u></p>
<p>(料金及び補助金)</p> <p>第3条 保養所の利用料は、保養所ごとに別に定める。</p> <p>2. 組合は、<u>利用者に対し、1泊につき次のとおり補助金を給付する。</u></p> <p>被保険者 3,000円</p> <p>被扶養者 <u>(4歳以上)</u> 2,000円。</p> <p><u>3. 補助金の給付は3泊を限度とする</u></p> <p><u>4. 1泊とは、その日の正午過ぎから翌日午前10時までとする。</u></p> <p><u>5. 利用者は、契約保養所が発行した領収書及び明細書を組合に提出することにより、補助金の請求をしたものとする。</u></p>	<p>(料金及び補助金)</p> <p>第3条 保養所の利用料は、保養所ごとに別に定める。</p> <p>2. 組合は、<u>利用者に対し、次のとおり補助金を給付する。</u></p> <p>組合員 3,000円</p> <p>被扶養者 2,000円。</p> <p>3. 1泊とは、その日の正午過ぎから翌日午前10時までとする。</p> <p>4. 利用者は、契約保養所が発行した<u>領収書</u>を組合に提出することにより、補助金の請求をしたものとする。</p>
<p>(利用の取消)</p> <p>第4条 利用者が、利用申込の取消をする場合は、利用日の<u>前日までに</u>その旨を組合に申し出なければならない。</p> <p>2. 契約保養所への利用取消又は変更の申出は、利用者において行うものとし、このことにより生じた違約金の負担は、利用申込者において行うものとする。</p>	<p>第4条 利用者が、利用申込の取消をする場合は、利用日の<u>3日前までに</u>その旨を組合に申し出なければならない。</p> <p>2. 契約保養所への利用取消又は変更の申出は、利用者において行うものとし、このことにより生じた違約金の負担は、利用申込者において行うものとする。</p>

<p>(利用上の注意)</p> <p>第5条 利用申込者のうち、次の事項が判明した場合は、<u>補助金</u>の給付をしない。</p> <p>(1) 法人又は事業主の事業の一端として利用する場合 (2) 利用に要する費用の一部又は全部が、法人又は事業主において負担された場合 (3) 申込書に不実の記載をした場合</p> <p>2. 前項の場合において組合が損害を受けた場合においては、これを利用者から賠償させるものとする。</p>	<p>(利用上の注意)</p> <p>第5条 利用申込者のうち、次の事項が判明した場合は、<u>組合補助金</u>の給付をしない。</p> <p>(1) 法人又は事業主の事業の一端として利用する場合 (2) 利用に要する費用の一部又は全部が、法人又は事業主において負担された場合 (3) 申込書に不実の記載をした場合</p> <p>2. 前項の場合において組合が損害を受けた場合においては、これを利用者から賠償させるものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、昭和63年7月1日より施行する。</p> <p>2. 第3条の規定は平成元年4月1日より適用する。ただし、第3条の変更にかかわらず平成元年3月までの利用にかかる補助金についてはなお従前の例による。</p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から一部改定する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、昭和63年7月1日より施行する。</p> <p>2. 第3条の規定は平成元年4月1日より適用する。ただし、第3条の変更にかかわらず平成元年3月までの利用にかかる補助金についてはなお従前の例による。</p>

一部負担還元金支給手続規程変更届

一部負担還元金支給手続規程の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(支給の時期)</p> <p>第3条 一部負担還元金は、原則として<u>毎月1回</u>支給する。</p>	<p>(支給の時期)</p> <p>第3条 一部負担還元金は、原則として<u>毎月末に</u>1回支給する。</p>
<p>(支給方法)</p> <p>第4条 前条の支給は、<u>原則として銀行振込により</u>支給する。</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第5条 前条の支給は、<u>銀行振込又は組合窓口で現金により</u>支給する。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、昭和63年7月1日から施行する。 この変更規程は、平成14年10月1日から施行する。 (法改正に伴う引用条数の変更) <u>この変更規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、昭和63年7月1日から施行する。 この変更規程は、平成14年10月1日から施行する。 (法改正に伴う引用条数の変更)</p>

高額療養費及び家族高額療養費支給手続規程変更届

高額療養費及び家族高額療養費支給手続規程の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(支給の時期)</p> <p>第4条 高額療養費及び家族高額療養費は、原則として毎月<u>1回</u>支給する。</p>	<p>(支給の時期)</p> <p>第4条 高額療養費及び家族高額療養費は、原則として毎月<u>末に1回</u>支給する。</p>
<p>(支給方法)</p> <p>第5条 前条の支給は、<u>原則として銀行振込により</u>支給する。</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第5条 前条の支給は、<u>銀行振込又は組合窓口で現金により</u>支給する。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、昭和63年7月1日から施行する。 <u>この規程は、令和7年4月1日から一部改定する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、昭和63年7月1日から施行する。</p>

診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領変更届

診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>第6 業務処理方法</p> <p>1 被保険者等からの開示請求の場合 (2) 請求者の本人確認方法 ① 被保険者による開示請求の場合 下記ア又はイに掲げる書類で請求書に記載された氏名、住所(居所)が同一であることを確認すること。 また、婚姻等によって、開示請求時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。 ア. 健康保険組合が発行しているもの <u>健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ</u> イ. 行政機関が発行しているもの 運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(住所が記載されているものに限る)、旅券(パスポート)、<u>基礎年金番号通知書、年金証書、共済年金証書、恩給証書、マイナンバーカード等</u></p>	<p>1 被保険者等からの開示請求の場合 (2) 請求者の本人確認方法 ① 被保険者による開示請求の場合 下記ア又はイに掲げる書類で請求書に記載された氏名、住所(居所)が同一であることを確認すること。 また、婚姻等によって、開示請求時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。 ア. 健康保険組合が発行しているもの <u>健康保険被保険者証</u> イ. 行政機関が発行しているもの 運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(住所が記載されているものに限る)、旅券(パスポート)、基礎年金番号通知書、年金証書、共済年金証書、<u>恩給証書等</u></p>
<p>2 遺族等からの開示依頼の場合 ① 依頼者の本人確認方法 下記ア又はイに掲げる書類で依頼書に記載された氏名、住所(居所)が同一であることを確認すること。 また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。 ア. 健康保険組合が発行しているもの <u>健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ</u> イ. 行政機関が発行しているもの 運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(住所が記載されているものに限る)、旅券(パスポート)、<u>基礎年金番号通知書、年金証書、共済年金証書、恩給証書、マイナンバーカード等</u></p>	<p>2 遺族等からの開示依頼の場合 ① 依頼者の本人確認方法 下記ア又はイに掲げる書類で依頼書に記載された氏名、住所(居所)が同一であることを確認すること。 また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。 ア. 健康保険組合が発行しているもの <u>健康保険被保険者証</u> イ. 行政機関が発行しているもの 運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(住所が記載されているものに限る)、旅券(パスポート)、<u>年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、共済年金証書、恩給証書等</u></p>
<p>* 附則</p> <p>(平成17年8月1日制定) <u>(令和7年4月1日一部改定)</u></p>	<p>* 附則</p> <p>(平成17年8月1日制定)</p>

保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領変更届

保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>第6 業務処理方法</p> <p>1 被保険者等からの開示請求の場合 (2) 請求者の本人確認方法 ① 被保険者等による開示請求の場合 下記ア又はイに掲げる書類で請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認すること。 また、婚姻等によって、開示請求時の氏名が保有個人データ取得時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。</p> <p>ア. 健康保険組合が発行しているもの <u>健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ</u> イ. 行政機関が発行しているもの 運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、<u>基礎年金番号通知書</u>、年金証書、共済年金証書、<u>恩給証書、マイナンバーカード等</u></p>	<p>1 被保険者等からの開示請求の場合 (2) 請求者の本人確認方法 ① 被保険者等による開示請求の場合 下記ア又はイに掲げる書類で請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認すること。 また、婚姻等によって、開示請求時の氏名が保有個人データ取得時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。</p> <p>ア. 健康保険組合が発行しているもの <u>健康保険被保険者証</u> イ. 行政機関が発行しているもの 運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、<u>年金手帳（基礎年金番号通知書）</u>、年金証書、共済年金証書、<u>恩給証書等</u></p>
<p>2 遺族等からの開示依頼の場合 (2) 依頼者の本人確認方法 依頼者の本人確認方法については、以下に掲げる書類（郵送による依頼の場合はその写し）の提出又は提示を求めて確認すること。なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得ること。</p> <p>① 依頼者の本人確認方法 下記ア又はイに掲げる書類で依頼書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認すること。 また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が保有個人データ取得時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。</p> <p>ア. 健康保険組合が発行しているもの <u>健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ</u> イ. 行政機関が発行しているもの 運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、<u>基礎年金番号通知書</u>、年金証書、共済年金証書、<u>恩給証書、マイナンバーカード等</u></p>	<p>2 遺族等からの開示依頼の場合 (2) 依頼者の本人確認方法 依頼者の本人確認方法については、以下に掲げる書類（郵送による依頼の場合はその写し）の提出又は提示を求めて確認すること。なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得ること。</p> <p>① 依頼者の本人確認方法 下記ア又はイに掲げる書類で依頼書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認すること。 また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が保有個人データ取得時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。</p> <p>ア. 健康保険組合が発行しているもの <u>健康保険被保険者証</u> イ. 行政機関が発行しているもの 運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、<u>年金手帳（基礎年金番号通知書）</u>、年金証書、共済年金証書、<u>恩給証書等</u></p>
<p>3 被保険者等からの訂正・利用停止等届出の場合 (2) 届出者の本人確認方法 ① 被保険者等による訂正・利用停止等届出の場合 下記ア又はイに掲げる書類で届出書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認すること。 また、婚姻等によって、届出時の氏名が存在する保有個人データの氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。</p> <p>ア. 健康保険組合が発行しているもの <u>健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ</u> イ. 行政機関が発行しているもの 運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、<u>基礎年金番号通知書</u>、年金証書、共済年金証書、<u>恩給証書、マイナンバーカード等</u></p>	<p>3 被保険者等からの訂正・利用停止等届出の場合 (2) 届出者の本人確認方法 ① 被保険者等による訂正・利用停止等届出の場合 下記ア又はイに掲げる書類で届出書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認すること。 また、婚姻等によって、届出時の氏名が存在する保有個人データの氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。</p> <p>ア. 健康保険組合が発行しているもの <u>健康保険被保険者証</u> イ. 行政機関が発行しているもの 運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、<u>年金手帳（基礎年金番号通知書）</u>、年金証書、共済年金証書、<u>恩給証書等</u></p>
<p>* 附則 (平成17年8月1日制定) <u>(令和7年4月1日一部改定)</u></p>	<p>* 附則 (平成17年8月1日制定)</p>